



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

令和4年度における 独占禁止法違反事件の処理状況 (概要)

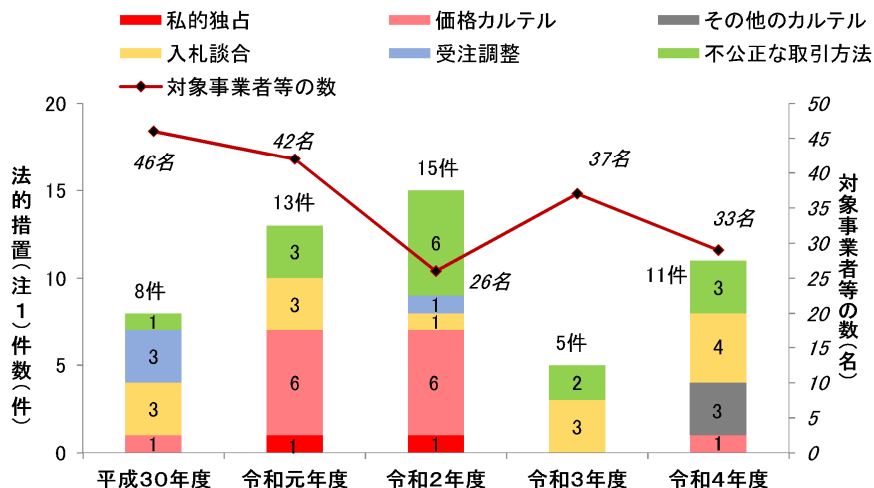
令和5年6月1日
公正取引委員会

令和4年度の特徴

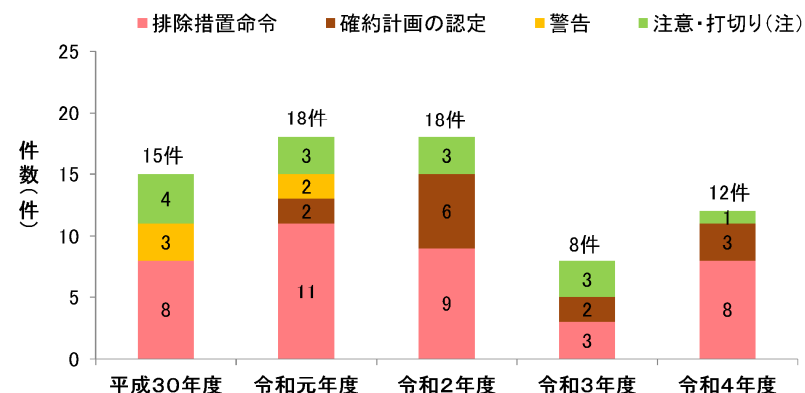
- 東京オリンピック・パラリンピック関連の入札談合事案、電力小売分野における市場分割カルテル事案（課徴金額は過去最高）等大規模な入札談合、カルテルへの厳正な対応
- 情報システム調達に係る実態調査等のアドボカシーと連携した事案や電力小売分野等規制改革が進められた分野における事案への効果的な取組
- インボイス制度の導入に関連した優越的地位の濫用行為につながるおそれのある事案など中小事業者等に不当に不利益を与える行為に迅速に対処

◆法的措置11件(排除措置命令8件、確約計画の認定3件)

【法的措置(注1)件数等の推移】



【排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移】



- (注1) 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。
- (注2) 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。
- (注3) 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

(注) 事案の概要を公表したものに限り。

◆課徴金額約1019.8億円(過去最高)

課徴金額等の推移

年度	30	元	2	3	4
課徴金納付命令					
課徴金額(億円)	2.6	692.7	43.2	21.8	1019.8
対象事業者数(名)	18	37	4	31	21

(注) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

◆検事総長への告発1件

◆事業者による自発的な措置1件

◆ 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件(令和5年2月28日告発)

- 発注者である組織委員会の従業者と国内外の主要なスポーツイベント等の運営実績がある大手の広告代理店又は大手のイベント企画・運営会社等の従業者が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の運営業務等を対象として入札談合を行っていた。
- 発注者の従業者1名を含む6社7名を刑事告発

◆ 旧一般電気事業者らによる市場分割カルテル事件(3件。令和5年3月30日排除措置命令及び課徴金納付命令)

- 旧一般電気事業者らが、互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限することを合意し、自社の供給区域において、電気料金の水準を維持又は上昇させていた。
- 違反行為事業者4社に対し、総額1010億3399万円(過去最高額)の課徴金納付命令
- 1事業者に対する課徴金(707億1586万円)も過去最高額

実態調査等のアドボカシーとの連携事案

- ◆ 株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューに対する確約計画の認定(令和4年6月30日)
 - 株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューはそれぞれ、ホームページをリニューアルする業務の発注を検討している市町村等に対し、オープンソースソフトウェアのコンテンツ管理システムを取り扱う事業者が当該業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を仕様書等に盛り込むよう働き掛けていた。
 - 関連する実態調査報告書
 - ・ 官公庁における情報システム調達に関する実態調査(令和4年2月8日報告書公表)
 - ・ スタートアップの取引慣行に関する実態調査(令和2年11月27日最終報告書公表)
 - 地方公共団体への周知
 - ・ 全国の地方公共団体に対し、本件新聞発表文を周知

規制改革分野における事案

電力分野

- ◆ 旧一般電気事業者らによる市場分割カルテル事件(令和5年3月30日排除措置命令、課徴金納付命令)(再掲)。
 - 電気事業連合会に対する申入れ
 - 電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供

農協・漁協

- ◆ 協同組合による違反につながるおそれのある行為に対して注意。
 - 農業協同組合に係る部会による部会員の販売活動の制限
 - 漁業協同組合による、組合員に対する漁協外販売に係る手数料の徴収、販売活動の制限、全量出荷の義務付け

優越的地位の濫用行為への取組

➤ 「優越的地位濫用事件タスクフォース」による調査

- ◆ 令和4年度においては、インボイス制度導入に関連した優越的地位の濫用に該当するおそれのある事案など55件の注意を行った。

(単位:件)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
注意件数	56	29	47	46	55

➤ インボイス制度に関連した注意事例

- ◆ イラストレーション制作業を営むA社は、経過措置(注)により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、業務委託先イラストレーターに対し、インボイス制度の実施後も課税事業者へ転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税率である10パーセント相当額を取引価格から引き下げると一方的に通知していた。

(注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は仕入税額相当額の8割、その後3年間は同5割の控除ができることとされている。

➤ サプライチェーン全体での公正かつ自由な競争環境の確保

- ◆ 株式会社セブン-イレブン・ジャパンによるプライベート・ブランド製造委託に関する「商品案内作成代」への対応について(令和4年12月22日公表)

- 公正取引委員会は、株式会社セブン-イレブン・ジャパン(以下「セブン-イレブン・ジャパン」という。)の取引先が、セブン-イレブン・ジャパンのプライベート・ブランド等の製造委託先下請事業者から「商品案内作成代」を徴収していたことについて、下請法上の勧告をした後、これに関連して、セブン-イレブン・ジャパンに対し、当該取引先との間における優越的地位の濫用の観点からみた問題の有無について事実確認するため資料を求めるなどした。こうした中、セブン-イレブン・ジャパンから、当該取引先との取引を含むプライベート・ブランド等の製造委託に関する「商品案内作成代」の徴収を取りやめ、徴収していた取引先に対して、その旨を通知するなどの措置を自発的に講じた旨の報告があったため、これ以上の対応は行わないこととした旨を公表した。

不当廉売への取組

- 酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る申告は、原則2か月以内に処理する方針
- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

(単位:件)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
酒類	22	63	9	29	37
石油製品	194	162	115	206	151
家電製品	0	2	0	1	0
その他	11	8	12	8	4
合計	227	235	136	244	192

- 「ガソリン等の流通における不当廉売, 差別対価等への対応について」の改定(令和4年11月11日)も踏まえた実効性のある事件処理
 - ・ 複数の給油所を運営している事業者が繰り返し注意を受けていた事案において、本社の責任者に対して注意
 - ・ 繰り返し注意を受けていた事業者に対してその後の販売価格、仕入価格等について報告を求めるフォローアップ調査を実施

◆ 令和4年度に公正取引委員会が公表した事案において対象となった商品・役務等

国際的イベント

入札談合

電力

市場分割カルテル

食料品
(即席めん等)

再販売価格の拘束

医事業務

入札談合

炭素鋼製突合せ
溶接式管継手

価格カルテル

宿泊予約サイト

同等性条件の
設定

医薬品

入札談合

教育用コンピュータ機器

入札談合

ホームページリニュー
アル/スタートアップ
取引妨害

◆ エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サールに対する確約計画の認定(令和4年6月2日)

- エクスペディアは、「Expedia」と称する宿泊予約サイトに宿泊施設を掲載する、宿泊施設運営業者との間で締結する契約等において、当該宿泊施設運営業者が掲載する宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件(ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。)を定めるとともに、当該宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について要請等をしていた。

◆ 株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューに対する確約計画の認定(令和4年6月30日)(再掲)

◆ 広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令(令和4年10月6日)

- 広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器について、受注価格の低落防止等を図るため、①受注すべき者を決定する②受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
- 総額約5600万円の課徴金納付命令

IT・デジタル関連分野における情報提供窓口の設置(平成28年10月21日)

- 公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年10月21日に専用の情報提供窓口を設置した。当委員会においては、今後窓口の更なる周知徹底を図るなどして、より効率的な情報収集ができるよう取り組んでいくこととしている。

【情報受付件数の推移】

(単位:件)

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4
情報受付件数	104	117	180	182	140	139

行為類型	件名等
価格カルテル	<ul style="list-style-type: none"> ・炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らに対する件 (令和4年12月排除措置命令・課徴金納付命令)
その他のカルテル	<ul style="list-style-type: none"> ・旧一般電気事業者らに対する件 (令和5年3月排除措置命令・課徴金納付命令)
入札談合	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件 (令和4年10月排除措置命令・課徴金納付命令) ・愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する件(令和4年10月排除措置命令・課徴金納付命令) ・独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する件(令和5年3月排除措置命令・課徴金納付命令)
不公正な取引方法	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社一蘭に対する件 (令和4年5月確約計画の認定) ・エキスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・セールに対する件 (令和4年6月確約計画の認定) ・株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューに対する件 (令和4年6月確約計画の認定)